

横山第二小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは重大な人権侵害であり、どの子ども安全に楽しく学校生活を送れるように指導を徹底することが学校にとって喫緊の課題である。したがって、いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。

そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめ未対応ゼロを徹底し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底することをここに確認する。

2 主な取組

(1) 道徳教育等の充実

- ① 道徳科の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。いじめ防止を目指した道徳科授業を年3回のふれあい月間中に、全学級で実施する。
- ② 学級活動の充実を図り、社会的スキルの学習等、コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進し、人間関係形成・社会参画・自己実現の力を育む。
- ③ 児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ④ 家庭や地域と連携し思いやりの心や生命尊重の態度等、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置している。その委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

- ① 「学校いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置して定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。
- ② いじめ防止に特化した児童朝会における校長講話を各学期に1回以上実施し、「いじめは絶対に許さない」という学校としての強いメッセージを全校児童に発信する。
- ③ 「いじめに関するアンケート」を全児童対象に年3回実施し、回答する児童自身についてだけでなく児童の目から見た不適切な行動も検討の対象として扱い、教職員の目の届かない部分にも注意を向けていく。

【学校いじめ対策委員会 構成と主な活動内容】

＜構成員＞	活動内容・備考
＜学校いじめ対策委員会＞ 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等	◎毎週木曜日の生活夕会を活用し全教職員で情報提供・情報共有を図る。 ◎毎週金曜日に学校いじめ対策委員会を行い、担当以外の教員同士も児童の様子を伝え合い情報共有する。状況により、臨時に会をもつ場合もある。 ※事実確認のため担任や学年主任、専科担当を加え調査班を編成する場合もあり、事案により柔軟に編成する。
＜調査班＞ 生活指導主任、養護教諭、主幹教諭、担任、学年主任、専科担当、特別支援教室専門員	◎「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童のアンケート等を年3回実施する。また、アンケートの結果に応じて担任と児童の二者面談を実施し、いじめの早期発見・対応に努める。各学級の取組を共有する。 ◎いじめまたは、いじめの疑いのある事案が生じた際、迅速、的確に事実の確認、対応、収拾にあたる。
＜対応班＞ 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、担任、学年主任、SC、特別支援教室専門員	◎いじめが確認された際、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援や、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。 ※必要に応じて学校運営協議会、学校サポートチームとの連携を図る。犯罪行為として扱うべきであると判断される場合は、警察等と連携して対応する。 ◎スクールカウンセラーによる相談活動を充実させ、いじめの未然防止を図る。
＜学習指導・道徳部会＞ 生活指導主任、道徳教育推進担当	◎「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する道徳の授業を年3回実施する。指導案や資料の紹介、実施状況の確認を行う。
＜特別活動部会＞ 生活指導主任、特別活動主任、児童会担当	◎学級活動における社会的スキルの学習等、コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。 ◎児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ防止への取組を継続的に行う。

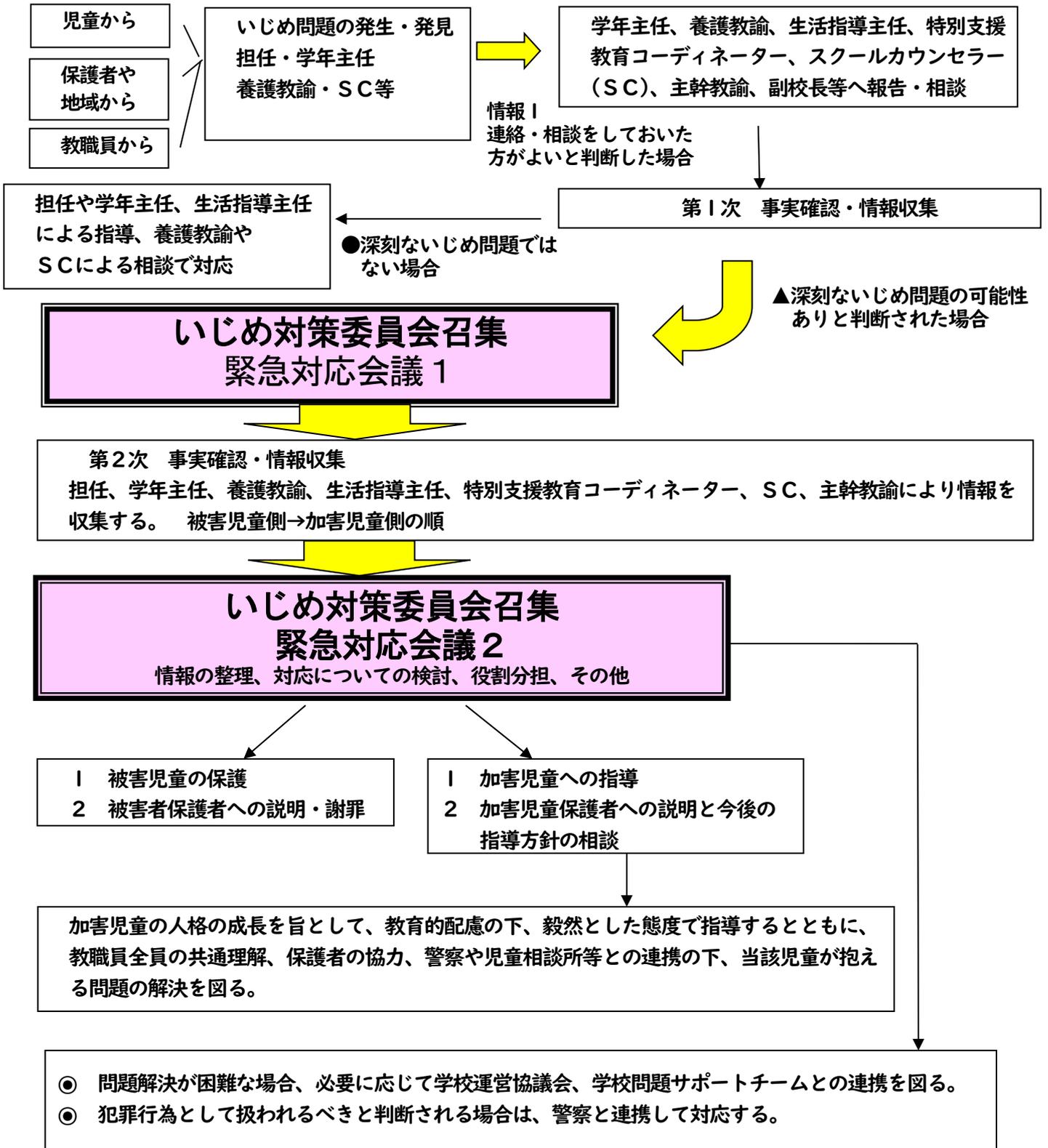
(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① セーフティ教室、SNS東京ノートの活用、各教科・領域を通じ児童へ情報モラルの指導を徹底すると共に、家庭へ協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

4 いじめ対応校内体制



人権尊重教育 健全育成

思いやりのある子の育成
(学校重点目標)

いじめを許さない
心の育成・いじめの根絶

【定義】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

教科学習・道徳・特別活動

・生活指導等におけるいじめの予防

- 1 人権教育指導計画の確実な取組と確認
いじめ防止に関する教職員と児童の意識向上
- 2 道徳科授業の充実（ふれあい月間中に、いじめ防止の道徳科授業を年3回実施）
- 3 ふれあい月間の取組の充実と活用
(児童朝会、道徳、学級活動、学級指導、朝の会・帰りの会等)
- 4 教科等における人権課題の指導、思いやりの心の育成
- 5 縦割り班活動を活用した異年齢交流
- 6 人権教育月間の活用と児童への周知指導
(教師の言葉、教師の行動)
- 7 学級活動の充実と社会的スキルの指導
- 8 学校全体での言葉づかいの指導
- 9 奉仕活動の充実
- 10 各教科指導の一層の充実（分かる喜び・できる楽しさを味わえる授業）
- 11 学年主任、生活指導主任、生活指導部との情報交換及び研修会等の充実
- 12 全職員の情報交換（学年・専科の連携）
- 13 全児童へ「いじめは絶対に許さない」意識の徹底的指導（傍観、はやし立て、見ぬふり）
➡ 大人へ知らせることの大切さを指導
- 14 いじめを許さない学年・学級経営、よりよい集団作り
- 15 計画委員会を中心とした「あいさつ運動」

早期発見・早期解決

- 1 見守りシート・アンケート等により早期発見
- 2 児童観察等による児童理解と児童の状況の確認
- 3 児童との面談
➡ 4年生・5年生・6年生は全児童がSCと面談。児童理解、状況把握等
- 4 専科担当等からの情報の収集
- 5 発見後の学年対応
- 6 早期の対応・解決のために
➡ 正確・迅速な事実解明
➡ 被害を受けている児童、保護者から徹底的な事実確認
➡ 周りの児童からの情報を十分に活用
- 7 被害児童の心のケア（SC、養護教諭等活用）
- 8 緊急の対策
➡ 被害を受けている児童の保護
➡ 一時避難、座席移動、保健室登校等
➡ 被害者のつらさを理解する指導
- 9 解決に向けての組織的対応
➡ 個人情報重視しつつ正確な情報提示
➡ 週番等の詳細な校内の点検・指導の強化
➡ 学年・専科等の連携
- 10 保護者、学年・生活指導部・管理職等が連携した組織的な対応
- 11 健全育成を全校で実施
- 12 継続的な見守りと対応

<保護者との連携>

- ◎ 啓発活動
- ◎ 保護者からの情報
- ◎ 家庭でのいじめ防止指導

<地域との連携>

- ◎ 地域からの情報
- ◎ 地域と共に心の教育
- ◎ 地域を理解する指導

<関連機関との連携>

- ◎ 学校運営協議会、学校サポートチーム
- ◎ 民生児童委員、主任児童委員、青少対
- ◎ 警察、児童相談所、教育委員会 等

6 いじめ防止教育年間指導計画

<1学期>

- 1 新年度、いじめ防止教育の組織作り
 - ➔ SCとの連携、学校いじめ対策委員会の開催、ケース会議、校内委員会、生活指導夕会、生活指導全体会
- 2 ふれあい月間の活用①
 - ➔ いじめを発見・兆候を察知するための児童アンケート実施
 - ➔ いじめ防止のために特化した、学級活動・道徳の授業実施
- 3 八王子市いのちの大切さを共に考える日の取組
 - ➔ 全校朝会における校長講話、「いのちの大切さ」のメッセージ発信、取組内容の説明
 - ➔ 道徳授業地区公開講座における道徳授業と意見交換会の実施
 - ➔ 学級指導における「命の大切さ」を題材とした本の読み聞かせ
 - ➔ 全教育活動における「生命の尊さ」に関する取組
 - ➔ 保護者・地域に向けた取組内容の発信
- 4 SOSの出し方に関する教育の実施
- 5 QUアンケートの活用①（6年生）
 - ➔ 児童理解、児童の人間関係の把握、いじめの兆候の察知
- 6 児童朝会でのいじめ防止の校長・生活指導担当等による講話
 - ➔ 「いじめは絶対に許さない」メッセージの発信
- 7 代表委員会を中心とした「あいさつ運動」の実施
 - ➔ 互いに顔を合わせ、声をかけ合う
- 8 学校評価（保護者）・児童アンケートの活用
 - ➔ 学校評価（保護者）における「いじめ防止」の項目の客観的評価
 - ➔ 児童アンケートにおける「いじめ」の発見、迅速な組織的対応

<2学期>

- 1 児童理解の充実
 - ➔ SCとの連携、学校いじめ対策委員会の開催、ケース会議、校内委員会、生活指導夕会、民生・児童委員との連絡会
- 2 ふれあい月間の活用②
 - ➔ いじめを発見・兆候を察知するための児童アンケート
 - ➔ いじめ防止のために特化した、学級活動・道徳の授業実施
- 3 児童朝会でのいじめ防止の校長・生活指導担当等による講話
 - ➔ 「いじめは絶対に許さない」メッセージの発信
- 4 計画委員会を中心とした「あいさつ運動」の実施
 - ➔ 互いに顔を合わせ、声をかけ合う
- 5 学校評価（保護者）・児童アンケートの活用
 - ➔ 学校評価（保護者）における「いじめ防止」の項目の客観的評価
 - ➔ 児童アンケートにおける「いじめ」の発見、迅速な組織的対応

<3学期>

- 1 児童理解の充実
 - ➔ SCとの連携、学校いじめ対策委員会の開催、ケース会議、校内委員会、生活指導夕会
- 2 ふれあい月間の活用③
 - ➔ いじめを発見・兆候を察知するための児童アンケート
 - ➔ いじめ防止のために特化した、学級活動・道徳科の授業実施
- 3 計画委員会を中心とした「あいさつ運動」の実施
 - ➔ 互いに顔を合わせ、声をかけ合う
- 4 児童朝会でのいじめ防止の校長・生活指導担当等による講話
 - ➔ 「いじめは絶対に許さない」メッセージの発信

これからも「いじめは絶対に許さない」という強いメッセージを様々な機会を通じて子供たちに発信していきます

- ◎ 児童朝会・道徳科授業・学級活動・学級指導等を活用した「いじめの未然防止」の取組
- ◎ 児童アンケートによる「いじめの早期発見」「いじめへの迅速な対応」
- ◎ 学校いじめ対策委員会、ケース会議、生活指導夕会等を活用した教職員の情報提供・情報共有
- ◎ 学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム等を活用した「いじめ」への迅速・的確な組織的な対応
- ◎ スクールカウンセラーによる「全4年生」「全5年生」「全6年生」の全員面接による心のケア・いじめの相談 等
- ◎ 児童会活動における「いじめ防止」のための全校的取組「あいさつ運動」